

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2004-135312  
(P2004-135312A)

(43) 公開日 平成16年4月30日(2004.4.30)

(51) Int. Cl. <sup>7</sup>	F I	テーマコード (参考)
H04N 1/46	H04N 1/46	Z 2C061
B41J 2/525	B41J 29/46	D 2C262
B41J 29/46	G06T 1/00	510 5B057
G06T 1/00	H04N 1/40	D 5C077
H04N 1/60	B41J 3/00	B 5C079

審査請求 有 請求項の数 31 O L (全 18 頁)

(21) 出願番号	特願2003-317404 (P2003-317404)	(71) 出願人	000006747 株式会社リコー
(22) 出願日	平成15年9月9日 (2003.9.9)		東京都大田区中馬込1丁目3番6号
(31) 優先権主張番号	特願2002-275934 (P2002-275934)	(74) 代理人	100089118 弁理士 酒井 宏明
(32) 優先日	平成14年9月20日 (2002.9.20)	(72) 発明者	中島 雄大 東京都大田区中馬込1丁目3番6号 株式 会社リコー内
(33) 優先権主張国	日本国 (JP)	Fターム(参考)	2C061 AR01 KK18 KK25 KK28 KK33 2C262 AB11 AB17 BA01 BA09 BA17 BC01 BC11 BC19 EA11 EA12 EA14 FA13 GA02 GA14

最終頁に続く

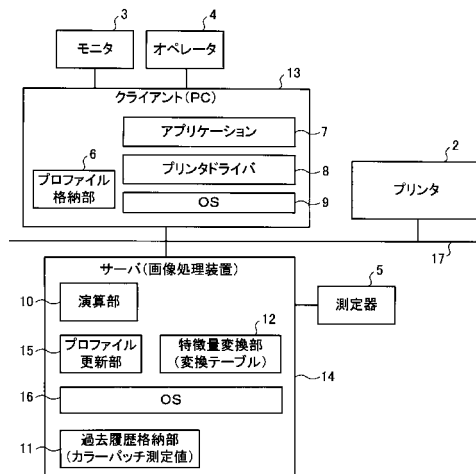
(54) 【発明の名称】 画像処理装置、画像処理システム、画像形成装置、画像処理方法及びプログラム

(57) 【要約】

【課題】カラーチャート（パッチ）の測定時のカラーパッチ数の最適化及びカラーパッチの配置の変更によりプリンタの経時的変化に対応できるようにする。

【解決手段】入力されたデータの色変換を行う特徴量変換部12と、カラーチャートの測定値の変換値を含む前記カラーチャートの測定に関する過去の履歴情報を格納する過去履歴格納部11と、過去履歴格納部11に格納された履歴情報と、入力された新規なカラーチャートの測定に関する情報とを比較し、その比較結果に基づいてカラーパッチ数を決定する演算部10と、決定されたカラーチャートを読み込んだデータに基づいてプリンタプロファイルを更新し、過去履歴格納部11に格納するプロファイル更新部15を備えた。

【選択図】 図1



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

1つの媒体に対して出力されたカラーチャートを読み込んで得られたデータに基づいてプリンタプロファイルを更新する画像処理装置において、

入力されたデータの色変換を行う色変換手段と、

前記カラーチャートの測定値の変換値を含む前記カラーチャートの測定に関する過去の履歴情報を格納する格納手段と、

前記格納手段に格納された履歴情報と、入力された新規なカラーチャートの測定に関する情報とを比較し、その比較結果に基づいてカラーパッチ数を決定する演算手段と、

前記演算手段によって決定されたパッチ数のカラーチャートを出力させて再度読み込み、プリンタプロファイルを更新する更新手段と、

を備えたことを特徴とする画像処理装置。

**【請求項 2】**

前記測定に関する情報が、出力カラーチャートの測定値、測定回数、及び測定時の色域を含んでいることを特徴とする請求項 1 に記載の画像処理装置。

**【請求項 3】**

前記色変換手段は、多次元の Lab 値を 1 次元のベクトル値に変換するためのテーブルを含んでいることを特徴とする請求項 1 に記載の画像処理装置。

**【請求項 4】**

前記演算手段は、履歴情報として格納された過去数回のパッチ測定値の平均的な値と新規のパッチ測定値を評価の基準とし、この基準に基づいて前記プロファイル作成時の出力カラーチャートの出力パッチ数を設定することを特徴とする請求項 1 に記載の画像処理装置。

**【請求項 5】**

前記演算手段は、履歴情報として格納された前回のパッチ測定値と新規のパッチ測定値を評価の基準とし、この基準に基づいて前記プロファイル作成時の出力カラーチャートの出力パッチ数を設定することを特徴とする請求項 1 に記載の画像処理装置。

**【請求項 6】**

前記演算手段は、履歴情報として格納された前回のパッチ測定値と新規のパッチ測定値の差と、履歴情報として格納された過去数回のパッチ測定値の平均的な値と新規のパッチ測定値の差とを比較し、前回のパッチ測定値と新規のパッチ測定値の差が過去数回のパッチ測定値の平均的な値と新規のパッチ測定値の差以上である場合には、前々回のパッチ測定値と新規のパッチ測定値の差を評価基準とし、この基準に基づいて前記プロファイル作成時の出力カラーチャートの出力パッチ数を設定することを特徴とする請求項 1 に記載の画像処理装置。

**【請求項 7】**

前記演算手段は、履歴情報として格納された前回のパッチ測定値と新規のパッチ測定値の差と、履歴情報として格納された過去数回のパッチ測定値の平均的な値と新規のパッチ測定値の差とを比較し、前回のパッチ測定値と新規のパッチ測定値の差が過去数回のパッチ測定値の平均的な値と新規のパッチ測定値の差より小さい場合には、代表色を示す代表ベクトルとの差が最小のパッチ測定値と新規のパッチ測定値の差を評価基準とし、この基準に基づいて前記プロファイル作成時の出力カラーチャートの出力パッチ数を設定することを特徴とする請求項 1 に記載の画像処理装置。

**【請求項 8】**

前記出力パッチ数を設定するための前記評価の基準が、プロファイルを構成する全色域の近傍ごとに求められた所定の値であることを特徴とする請求項 4 に記載の画像処理装置。

**【請求項 9】**

前記出力パッチ数を設定するための前記評価の基準が、プロファイルを構成する全色域の近傍ごとに求められた

前記カラーパッチを測定した L a b 値と出力媒体の基準白色の L a b 値の E 7 6 に基づく距離、

前記カラーパッチを測定した L a b 値と出力媒体の基準白色の L a b 値の E 9 4 に基づく距離、

及び前記両距離の差で表される色差間距離

を結合した値であることを特徴とする請求項 4 に記載の画像処理装置。

【請求項 10】

前記出力パッチ数を設定するための前記評価の基準が、プロファイルを構成する予め設定した色からなる代表色の近傍ごとに求められた所定の値であることを特徴とする請求項 4 に記載の画像処理装置。

10

【請求項 11】

前記出力パッチ数を設定するための前記評価の基準が、プロファイルを構成する予め設定した色からなる代表色の近傍ごとに求められた

前記カラーパッチを測定した L a b 値と出力媒体の基準白色の L a b 値の E 7 6 に基づく距離、

前記カラーパッチを測定した L a b 値と出力媒体の基準白色の L a b 値の E 9 4 に基づく距離、

及び前記両距離の差で表される色差間距離

を結合した値であることを特徴とする請求項 4 に記載の画像処理装置。

【請求項 12】

20

前記代表色が R (赤)、G (緑)、B (黒)、C (シアン)、M (マゼンダ)、Y (黄)であることを特徴とする請求項 11 に記載の画像処理装置。

【請求項 13】

前記評価の基準となる前記結合した値を圧縮する圧縮手段をさらに備え、

前記圧縮手段により圧縮された前記結合した値は、圧縮された値で保持されることを特徴とする請求項 9 または 11 に記載の画像処理装置。

【請求項 14】

前記圧縮手段は、前記結合した値をベクトル量子化により圧縮することを特徴とする請求項 13 に記載の画像処理装置。

【請求項 15】

30

前記格納手段は、前記圧縮された値を保持することを特徴とする請求項 13 に記載の画像処理装置。

【請求項 16】

前記出力パッチ数を設定するための評価の基準が、前記圧縮手段によって圧縮する際の基準となる基準ベクトルと、前記 L a b 距離を結合した値を圧縮する時に生じる誤差であることを特徴とする請求項 13 に記載の画像処理装置。

【請求項 17】

1 つの媒体に対して出力されたカラーチャートを読み込んで得られたデータに基づいてプリンタプロファイルを更新するサーバとクライアントとからなる画像処理システムにおいて、

40

前記サーバは、

入力されたデータの色変換を行う色変換手段と、

前記カラーチャートの測定値の変換値を含む前記カラーチャートの測定に関する過去の履歴情報を格納する格納手段と、

前記格納手段に格納された履歴情報と、入力された新規なカラーチャートの測定に関する情報とを比較し、その比較結果に基づいてカラーパッチ数を決定する演算手段と、

前記演算手段によって決定されたパッチ数のカラーチャートを出力させて再度読み込み、プリンタプロファイルを更新する更新手段と、を備え、

前記クライアントは、

前記サーバによって作成されたプリンタプロファイルを格納するプロファイル格納手段

50

と、

アプリケーションから受け取った入力色データを、画像形成装置が解釈可能な形式のデータに変換するプリンタドライバと、  
を備えたことを特徴とする画像処理システム。

【請求項 18】

前記カラーチャートを読み込んでL a b値を測定し、測定したL a b値をクライアント側に出力する測定手段をさらに備えていることを特徴とする請求項 17 に記載の画像処理システム。

【請求項 19】

入力されたデータの色変換を行う色変換手段と、  
前記カラーチャートの測定値の変換値を含む前記カラーチャートの測定に関する過去の履歴情報を格納する格納手段と、  
前記格納手段に格納された履歴情報と、入力された新規なカラーチャートの測定に関する情報とを比較し、その比較結果に基づいてカラーパッチ数を決定する演算手段と、  
前記演算手段によって決定されたパッチ数のカラーチャートを出力させて再度読み込み、プリンタプロファイルを更新する更新手段と、  
媒体に可視画像を形成する画像形成手段と、  
を備えたことを特徴とする画像形成装置。

10

【請求項 20】

1つの媒体に対して出力されたカラーチャートを読み込んで得られたデータに基づいて  
プリンタプロファイルを更新する画像処理方法において、  
入力されたデータの色変換を行う色変換工程と、  
前記カラーチャートの測定値の変換値を含む前記カラーチャートの測定に関する過去の履歴情報を格納手段に格納する格納工程と、  
前記格納手段に格納された履歴情報と、入力された新規なカラーチャートの測定に関する情報とを比較し、その比較結果に基づいてカラーパッチ数を決定する演算工程と、  
前記演算工程によって決定されたパッチ数のカラーチャートを出力させて再度読み込み、プリンタプロファイルを更新する更新工程と、  
を含むことを特徴とする画像処理方法。

20

【請求項 21】

前記演算工程は、履歴情報として格納された過去数回のパッチ測定値の平均的な値と新規のパッチ測定値を評価の基準とし、この基準に基づいて前記プロファイル作成時の出力カラーチャートの出力パッチ数を設定することを特徴とする請求項 20 に記載の画像処理方法。

30

【請求項 22】

前記演算工程は、履歴情報として格納された前回のパッチ測定値と新規のパッチ測定値を評価の基準とし、この基準に基づいて前記プロファイル作成時の出力カラーチャートの出力パッチ数を設定することを特徴とする請求項 20 に記載の画像処理方法。

【請求項 23】

前記演算工程は、履歴情報として格納された前回のパッチ測定値と新規のパッチ測定値の差と、履歴情報として格納された過去数回のパッチ測定値の平均的な値と新規のパッチ測定値の差とを比較し、前回のパッチ測定値と新規のパッチ測定値の差が過去数回のパッチ測定値の平均的な値と新規のパッチ測定値の差以上である場合には、前々回のパッチ測定値と新規のパッチ測定値の差を評価基準とし、この基準に基づいて前記プロファイル作成時の出力カラーチャートの出力パッチ数を設定することを特徴とする請求項 20 に記載の画像処理方法。

40

【請求項 24】

前記演算工程は、履歴情報として格納された前回のパッチ測定値と新規のパッチ測定値の差と、履歴情報として格納された過去数回のパッチ測定値の平均的な値と新規のパッチ測定値の差とを比較し、前回のパッチ測定値と新規のパッチ測定値の差が過去数回のパッチ

50

チ測定値の平均的な値と新規のパッチ測定値の差より小さい場合には、代表色を示す代表ベクトルとの差が最小のパッチ測定値と新規のパッチ測定値の差を評価基準とし、この基準に基づいて前記プロファイル作成時の出力カラーチャートの出力パッチ数を設定することを特徴とする請求項 20 に記載の画像処理方法。

【請求項 25】

前記出力パッチ数を設定するための前記評価の基準が、プロファイルを構成する全色域の近傍ごとに求められた所定の値であることを特徴とする請求項 23 に記載の画像処理方法。

【請求項 26】

前記出力パッチ数を設定するための前記評価の基準が、プロファイルを構成する全色域の近傍ごとに求められた

前記カラーパッチを測定した L a b 値と出力媒体の基準白色の L a b 値の E 7 6 に基づく距離、

前記カラーパッチを測定した L a b 値と出力媒体の基準白色の L a b 値の E 9 4 に基づく距離、

及び前記両距離の差で表される色差間距離を結合した値であることを特徴とする請求項 23 に記載の画像処理方法。

【請求項 27】

前記出力パッチ数を設定するための前記評価の基準が、プロファイルを構成する予め設定した色からなる代表色の近傍ごとに求められた所定の値であることを特徴とする請求項 23 に記載の画像処理方法。

【請求項 28】

前記出力パッチ数を設定するための前記評価の基準が、プロファイルを構成する予め設定した色からなる代表色の近傍ごとに求められた

前記カラーパッチを測定した L a b 値と出力媒体の基準白色の L a b 値の E 7 6 に基づく距離、

前記カラーパッチを測定した L a b 値と出力媒体の基準白色の L a b 値の E 9 4 に基づく距離、

及び前記両距離の差で表される色差間距離を結合した値であることを特徴とする請求項 23 に記載の画像処理方法。

【請求項 29】

前記評価の基準となる前記結合した値を圧縮する圧縮工程をさらに備え、前記圧縮工程により圧縮された前記結合した値は、圧縮された値で保持されることを特徴とする請求項 26 または 28 に記載の画像処理方法。

【請求項 30】

前記出力パッチ数を設定するための評価の基準が、前記情報圧縮工程によって圧縮する際の基準となる基準ベクトルと、前記 L a b 距離を結合した値を圧縮する時に生じる誤差であることを特徴とする請求項 26 に記載の画像処理方法。

【請求項 31】

1 つの媒体に対して出力されたカラーチャートを読み込んで得られたデータに基づいてプリンタプロファイルを更新するプログラムにおいて、

入力されたデータの色変換を行う色変換手順と、

前記カラーチャートの測定値の変換値を含む前記カラーチャートの測定に関する過去の履歴情報を格納手段に格納する格納手順と、

前記格納手段に格納された履歴情報と、入力された新規なカラーチャートの測定に関する情報とを比較し、その比較結果に基づいてカラーパッチ数を決定する演算手順と、

前記演算手順によって決定されたパッチ数のカラーチャートを出力させて再度読み込み、プリンタプロファイルを更新する更新手順と、

をコンピュータに実行させるプログラム。

【発明の詳細な説明】

## 【技術分野】

## 【0001】

本発明は入力と出力デバイスのキャリブレーションのためのデバイス毎のカラー属性を定義するためのプリンタプロファイルを生成する画像処理装置、画像処理システム、画像形成装置、画像処理方法及びプログラムに関する。

## 【背景技術】

## 【0002】

従来の画像処理装置は、色補正処理において、

〔1〕まず、スキャナやモニタから入力される画像データに含まれる色データを、対応するプロファイルに基づいて入力色空間に変換する。

〔2〕次に、この画像処理装置は、画像出力装置であるプリンタに対応するプリンタプロファイルの中に記録されるLUT（ルックアップテーブル）を用いて、入力色空間を等分割する。

〔3〕分割した分割格子点の各頂点ごとに出力値を設定する。

〔4〕前記分割格子内の入力色データに対して、最近傍となる位置関係を持つ各頂点に格納される出力値を基に、所定の方法（例えば、補間演算）を用いて出力色データを求め、入力色空間を出力色空間に変換する。

## 【0003】

というような方法により、入力色空間を出力色空間に変換して所望のプリンタ出力が得られるようにしている。

## 【0004】

この方法で出力色空間を得るためには適切なプリンタプロファイルを作成する必要がある。そして、プリンタのプロファイルを作成するためには、対象となるプリンタより極めて多数のカラーパッチからなるカラーチャートを出力して測色する必要があり、そのための作業が大変であるという問題がある。

## 【0005】

これらの問題に対処するため、例えば、特許文献1、特許文献2、特許文献3などに開示されている発明がある。

## 【0006】

このうち、特許文献1に開示された発明では、印刷プロファイルとプリンタプロファイルとの組み合わせに対応した補正プロファイルを、印刷プロファイルやプリンタプロファイルと別に記憶することにより、データ格納時のメモリ容量の増加の抑制、高精度に色が一致したブルーフ画像を得る色変換を行うようにしている。

## 【0007】

また、特許文献2に開示された発明では、既存の複数のプロファイル（テーブル）の中から、ドットゲイン等に基づく評価により適切なテーブルを選択し、そのテーブルと少ないパッチ数のカラーチャートの測色データに基づき、新規のプロファイルを作成するようにしている。

## 【0008】

さらに、特許文献3に開示された発明では、テスト画像の表示とプリント出力を行い、両者が一致しない色について過去履歴を参照しながら、表示画像の色を修正し、修正した格子点出力値を出力デバイスプロファイルに保存するようにしている。

## 【0009】

【特許文献1】特開2001-045313号公報

【特許文献2】特開2001-144976号公報

【特許文献3】特開2000-004369号公報

## 【発明の開示】

## 【発明が解決しようとする課題】

## 【0010】

プリンタのプロファイルを作成するためには、対象となるプリンタより極めて多数のカ

10

20

30

40

50

ラーパッチからなるカラーチャートを出力して測色する必要があり、そのための作業が大変であるという点に対処して前記各従来技術が提案されているが、例えば前記特開2001-144976号公報開示の発明では、ドットゲイン量を評価基準とすることにより、少量のカラーパッチによりプロファイルを作成することが可能であるが、紙面における任意の色の位置が不変、すなわち、アプリケーションによってパッチを打つ位置が規定されているので、測定する位置も同じ位置となり、経時的にパッチを形成していない他の位置の状態が変化したとしても対応できないばかりでなく、代表とする色（例えば、R、G、B、C、M、Y）ごとに出力位置におけるパッチ出力時の変動の大きさがまちまちとなるため、プリンタの状態に大きく依存することになる。このように従来技術では、経時変化に対応することができなかった。これは、前記特許文献1及び特許文献3記載の発明でも同様である。

10

**【0011】**

本発明は、このような従来技術の実情に鑑みてなされたもので、その目的は、カラーチャート（パッチ）の測定時のカラーパッチ数の最適化及びカラーパッチの配置の変更によりプリンタの経時変化に対応することが可能な画像処理装置、画像処理方法、画像形成システム、画像形成装置及びプログラムを格納した記録媒体を提供することにある。

**【課題を解決するための手段】****【0012】**

前記目的を達成するため、本発明は、1つの出力媒体内において、カラーパッチの過去の履歴情報（例えば、パッチの配置情報・測定値・測定時の色域・測定回数）を保持し、修正プロファイル作成時のカラーパッチを生成する場合に、新規の測定値（L a b）と測定値の平均的な値、もしくは過去数回の履歴情報を引用し、また、生成するカラーパッチ数の決定やプロファイル作成時の基準量として、L a b値を基に計算される複数の特徴量間の距離を用いることにより、測定時のカラーパッチ数の最適化・また、ユーザの用途に応じた色域に対する色補正・高精度なプリンタプロファイルの作成・補正を行うようにした。

20

**【0013】**

具体的には、本発明は、入力されたデータの色変換を行い、カラーチャートの測定値の変換値を含む前記カラーチャートの測定に関する過去の履歴情報を格納し、格納された履歴情報と、入力された新規なカラーチャートの測定に関する情報とを比較し、その比較結果に基づいてカラーパッチ数を決定し、決定されたパッチ数のカラーチャートを出力させて再度読み込み、プリンタプロファイルを更新することを特徴とする。

30

**【0014】**

また、本発明は、前記測定に関する情報が、出力カラーチャートの測定値、測定回数、及び測定時の色域を含んでいることを特徴とする。

**【0015】**

また、本発明は、多次元のL a b値を1次元のベクトル値に変換するためのテーブルを含んでいることを特徴とする。

**【0016】**

これらの発明では、色変換手段を用いて変換して得られた出力カラーチャートの測定値の変換値を含む過去の履歴情報（例えば、出力カラーチャートの測定値・測定回数・測定時の色域）を保持し、履歴情報と新規情報を基に演算手段はカラーパッチ数を変更し、プロファイル更新手段はプリンタプロファイルを更新するので、カラーチャートを出力するプリンタの経時変化やプリンタの物理的特性の変動に対して柔軟かつ高精度にプリンタプロファイルを生成し、また、更新することができる。

40

**【0017】**

また、本発明は、履歴情報として格納された過去数回のパッチ測定値の平均的な値と新規のパッチ測定値を評価の基準とし、この基準に基づいて前記プロファイル作成時の出力カラーチャートの出力パッチ数を設定することを特徴とする。

**【0018】**

50

この発明では、プリンタプロファイル作成時の出力カラーチャートのパッチの色の範囲やパッチ数を過去数回のパッチ測定値・平均的な値と新規のパッチ測定値を評価の基準として、出力パッチ数を変更（設定）するので、パッチ出力時のプリンタの状態を捉えた、効率よいカラーチャートを作成することができる。

【0019】

また、本発明は、履歴情報として格納された前回のパッチ測定値と新規のパッチ測定値を評価の基準とし、この基準に基づいて前記プロファイル作成時の出力カラーチャートの出力パッチ数を設定することを特徴とする。

【0020】

この発明では、プリンタプロファイル作成時の出力カラーチャートのパッチの色の範囲やパッチ数を前回のパッチ測定値・平均的な値と新規のパッチ測定値を評価の基準として、出力パッチ数を変更（設定）するので、パッチ出力時のプリンタの状態を捉えた、効率よいカラーチャートを作成することができる。

【0021】

また、本発明は、履歴情報として格納された前回のパッチ測定値と新規のパッチ測定値の差と、履歴情報として格納された過去数回のパッチ測定値の平均的な値と新規のパッチ測定値の差とを比較し、前回のパッチ測定値と新規のパッチ測定値の差が過去数回のパッチ測定値の平均的な値と新規のパッチ測定値の差以上である場合には、前々回のパッチ測定値と新規のパッチ測定値の差を評価基準とし、この基準に基づいて前記プロファイル作成時の出力カラーチャートの出力パッチ数を設定することを特徴とする。

【0022】

また、本発明は、前記演算手段は、履歴情報として格納された前回のパッチ測定値と新規のパッチ測定値の差と、履歴情報として格納された過去数回のパッチ測定値の平均的な値と新規のパッチ測定値の差とを比較し、前回のパッチ測定値と新規のパッチ測定値の差が過去数回のパッチ測定値の平均的な値と新規のパッチ測定値の差より小さい場合には、代表色を示す代表ベクトルとの差が最小のパッチ測定値と新規のパッチ測定値の差を評価基準とし、この基準に基づいて前記プロファイル作成時の出力カラーチャートの出力パッチ数を設定することを特徴とする。

【0023】

また、本発明は、出力パッチ数を設定するための前記評価の基準が、プロファイルを構成する全色域の近傍ごとに求められた所定の値であることを特徴とする。

【0024】

また、本発明は、出力パッチ数を設定するための前記評価の基準が、プロファイルを構成する全色域の近傍ごとに求められた前記カラーパッチを測定したL a b値と出力媒体の基準白色のL a b値のE 7 6に基づく距離、前記カラーパッチを測定したL a b値と出力媒体の基準白色のL a b値のE 9 4に基づく距離、及び前記両距離の差で表される色差間距離を結合した値であることを特徴とする。

【0025】

また、本発明は、出力パッチ数を設定するための前記評価の基準が、プロファイルを構成する予め設定した色からなる代表色の近傍ごとに求められた所定の値であることを特徴とする。

【0026】

また、本発明は、出力パッチ数を設定するための前記評価の基準が、プロファイルを構成する予め設定した色からなる代表色の近傍ごとに求められた前記カラーパッチを測定したL a b値と出力媒体の基準白色のL a b値のE 7 6に基づく距離、前記カラーパッチを測定したL a b値と出力媒体の基準白色のL a b値のE 9 4に基づく距離、及び前記両距離の差で表される色差間距離を結合した値であることを特徴とする。

【0027】

また、本発明は、代表色がR（赤）、G（緑）、B（黒）、C（シアン）、M（マゼンダ）、Y（黄）であることを特徴とする。



## 【0028】

これらの発明では、出力カラーチャートのカラーパッチ数を評価する基準として、(a)紙白とE76に基づくLab距離、(b)紙白とE94に基づくLab距離、(c)(a)と(b)間の差を結合した複数次元のベクトルを、全色域、もしくは代表となる色(例えば、R、G、B、C、M、Y)の近傍ごとに求め、評価基準として用いるので、数値として定量的かつ高精度な情報を得ることができる。

## 【0029】

また、本発明は、評価の基準となる前記結合した値を圧縮し、圧縮された前記結合した値は、圧縮された値で保持されることを特徴とする。

## 【0030】

また、本発明は、結合した値をベクトル量子化により圧縮することを特徴とする。

## 【0031】

また、本発明は、圧縮された値を格納手段に保持することを特徴とする。

## 【0032】

これらの発明では、前記Lab距離の結合情報を保持するため、情報量の圧縮方法、例えば、ベクトル量子化を用いることにより、サーバのメモリ量の削減や膨大なデータの分割化を図ることができる。

## 【0033】

また、本発明は、出力パッチ数を設定するための評価の基準が、圧縮する際の基準となる基準ベクトルと、前記Lab距離を結合した値を圧縮する時に生じる誤差であることを特徴とする。

## 【0034】

この発明では、出力カラーチャートのカラーパッチ数を評価する基準として、情報圧縮の基準となる基準ベクトルと、Lab距離の結合情報を圧縮する時に生じる誤差を用いるので、プリンタの平均的な出力の状態を考慮した値を設定することができる。

## 【0035】

また、本発明は、1つの媒体に対して出力されたカラーチャートを読み込んで得られたデータに基づいてプリンタプロファイルを更新するサーバとクライアントとからなる画像処理システムにおいて、前記サーバは、入力されたデータの色変換を行う色変換手段と、前記カラーチャートの測定値の変換値を含む前記カラーチャートの測定に関する過去の履歴情報を格納する格納手段と、前記格納手段に格納された履歴情報と、入力された新規なカラーチャートの測定に関する情報とを比較し、その比較結果に基づいてカラーパッチ数を決定する演算手段と、前記演算手段によって決定されたパッチ数のカラーチャートを出力させて再度読み込み、プリンタプロファイルを更新する更新手段と、を備え、前記クライアントは、前記サーバによって作成されたプリンタプロファイルを格納するプロファイル格納手段と、アプリケーションから受け取った入力色データを、画像形成装置が解釈可能な形式のデータに変換するプリンタドライバと、を備えたことを特徴とする。

## 【0036】

また、本発明は、カラーチャートを読み込んでLab値を測定し、測定したLab値をクライアント側に出力する測定手段をさらに備えていることを特徴とする。

## 【0037】

この発明では、カラーチャートの読み込みを行う測定手段を備えているので、出力したカラーチャートに対して経時的に、あるいは定期的に測定してプロファイル更新情報として入力することが容易に行える。

## 【0038】

また、本発明は、入力されたデータの色変換を行う色変換手段と、前記カラーチャートの測定値の変換値を含む前記カラーチャートの測定に関する過去の履歴情報を格納する格納手段と、前記格納手段に格納された履歴情報と、入力された新規なカラーチャートの測定に関する情報とを比較し、その比較結果に基づいてカラーパッチ数を決定する演算手段と、前記演算手段によって決定されたパッチ数のカラーチャートを出力させて再度読み込

10

20

30

40

50

み、プリンタプロファイルを更新する更新手段と、媒体に可視画像を形成する画像形成手段と、を備えたことを特徴とする画像形成装置である。

【0039】

この発明では、画像処理装置をプリンタと同じ筐体に収納するように、言い換えれば画像処理装置をプリンタに一体に組み込むようにすれば、別途設けたコンピュータシステムと接続することなくプリンタ自身にプロファイル作成及び更新機能を持たせることが可能となり、システムとして見れば全体として小型化されることになる。

【発明の効果】

【0040】

以上のように、本発明によれば、カラーチャート（パッチ）の測定時のカラーパッチ数の最適化を図ることができる。 10

【0041】

また、カラーパッチ数が変化することによりパッチに配置も変更されるので、カラーパッチ形成位置がアプリケーションにかかわらず一定の位置に形成されるということがなく、プリンタの経時的変化にも対応することが可能になる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0042】

以下に添付図面を参照して、この発明にかかる画像処理装置、画像処理システム、画像形成装置、画像処理方法及びプログラムの好適な実施の形態を詳細に説明する。

【0043】

図1は、本発明の実施の形態に係る画像処理システムの構成図である。図1において画像処理システムは、演算処理を行なうサーバ14（画像処理装置）と、ユーザやプリンタ2とのインタフェースを行なうクライアント（PC：Personal Computer）13と、プリンタ2とをLAN17等のネットワークで接続した構成となっている。 20

【0044】

なお、以下の実施形態において、前記色変換手段はLUTを含む特徴量変換部12に、格納手段は過去履歴格納部11に、演算手段は演算部10にそれぞれ対応し、プロファイルの更新を含む各種制御はサーバ14のCPU9が実行し、更新されたプロファイルはクライアント13のプロファイル格納部6に格納され、プリントする際には、プリンタドライバ8がプロファイル格納部6に格納されたプロファイルを参照し、プリンタ2によって 30  
プリント可能なデータに変換してプリンタに送信し、プリントが可能となる。

【0045】

サーバ14は、演算部10、過去履歴格納部11、特徴量変換部12、プロファイル更新部15、OS（Operating System）16から構成されている。また、サーバ14にはカラーパッチの測定器5が接続されている。

【0046】

特徴量変換部12は、第1のLUT202を予め保存したものである。演算部10は、過去履歴格納部11の過去のカラーチャート測定値と入力された新規なカラーチャート測定値とを比較し、その比較結果からカラーパッチ数を決定するものである。

【0047】

過去履歴格納部11は、過去のカラーパッチのLab座標における測定値（L、a、b）201、3次元のLab値201を1次元に圧縮されたベクトル値203を格納するものであり、例えば、ハードディスク装置（HDD）、不揮発性メモリ等が該当する。 40

【0048】

プロファイル更新部15は、演算部10によって決定されたパッチ数のカラーチャートを出力させて再度読み込み、プリンタプロファイルを更新し、クライアント13に送信するものである。

【0049】

OS（Operating System）16は、例えば、Microsoft（R）Windows（R）、UNIX（R）、Linux（R）などである。 50

## 【0050】

ここで、特徴量変換部12は本発明における色変換手段を、演算部10は本発明における演算手段を、プロファイル更新部15は本発明における更新手段を構成する。また、過去履歴格納部11は本発明における格納手段を構成する。

## 【0051】

尚、本実施形態のC言語プログラム生成装置で実行されるC言語プログラム生成プログラムは、インストール可能な形式又は実行可能な形式のファイルでCD-ROM、フロッピー(R)ディスク(FD)、DVD等のコンピュータで読み取り可能な記録媒体に記録されて提供される。

## 【0052】

また、本実施形態のC言語プログラム生成プログラムを、インターネット等のネットワークに接続されたコンピュータ上に格納し、ネットワーク経由でダウンロードさせることにより提供するように構成しても良い。また、本実施形態のC言語プログラム生成プログラムをインターネット等のネットワーク経由で提供または配布するように構成しても良い。

10

## 【0053】

本実施形態にかかるサーバ14で動作する画像処理プログラムは、サーバ14で記憶媒体から読み出して実行することにより主記憶装置上にロードされ、特徴量変換部12、演算部10、プロファイル更新部15が主記憶装置上に生成されるようになっている。

## 【0054】

尚、本実施形態にかかるサーバ14で動作する画像処理プログラムは、インストール可能な形式又は実行可能な形式のファイルでCD-ROM、DVD-ROMまたはFD等に記録されて提供される。また、かかる画像処理プログラムは、インストール可能な形式又は実行可能な形式のファイルでネットワーク経由で提供するように構成してもよく、さらにネットワークを介して外部に提供することも可能である。

20

## 【0055】

クライアント13は、アプリケーション7、プロファイル格納部6、プリンタドライバ8、OS9から構成されている。また、クライアント13には、モニタ3、オペレータ(操作部)4が接続されている。

## 【0056】

アプリケーション7は、例えばワードプロセッサや表計算を行うアプリケーションであり、このアプリケーション7によって生成された文書などのデータが印刷コマンドによりプリンタドライバ8に送出されるようになっている。

30

## 【0057】

プリンタドライバ8は、アプリケーション7から、入力色データ(例えばRGB)を受け取り、プリンタ2が解釈可能な形式にデータを変換し、送信を行なうものである。データ変換は、クライアント13のプロファイル格納部6に格納されているプロファイル内のN次元LUT(Nは入力色空間の次数)を参照することにより行われる。このN次元LUTの作成はサーバ14内で行なわれ、プロファイル内には出力データの要素数のLUTが含まれる。すなわち、例えば3次元のLab値、すなわちLab色空間で表されるL、a、bの各座標値によって表されるLUTが含まれる。

40

## 【0058】

OS9は、例えば、Microsoft(R) Windows(R)、UNIX(R)、Linux(R)などである。

## 【0059】

プロファイル格納部6は、サーバ14から受信したプリンタプロファイルを格納するものであり、ハードディスク装置(HDD)、不揮発性メモリなどが該当する。

## 【0060】

本実施形態に係るサーバ14およびクライアント13は、CPUなどの制御装置と、HDD等の記録装置と、RAM、不揮発性メモリ等の記憶装置と、ネットワークボードなど

50

の通信装置が接続されており、コンピュータを利用した通常の構成である。

【0061】

なお、図1に示した例では、サーバ14とクライアント13とが別体に構成されているが、パーソナルコンピュータ1台に両機能を持たせてもよい。あるいは、サーバ14にアプリケーション及びプリンタドライバ8を搭載し、クライアント13が使用するときのみダウンロードしてアプリケーションやプリンタドライバ8を使用する所謂メタフレーム環境対応に構成することも可能である。

【0062】

図2-1および図2-2は、サーバ14内の過去履歴格納部11に格納されるデータの作成方法を示す図である。過去履歴格納部11には、図2-1に示すように、過去のカラーパッチのL a b座標における測定値(L、a、b)201が格納されている。過去のカラーパッチの測定値201は、特徴量変換部12内の第1のLUT202によって3次元のL a b値201を1次元に圧縮されたベクトル値203として演算部10で演算され、過去履歴格納部11に格納される。第1のLUT202は予め用意されているテーブルであり、このテーブルが基準となるため、書き換えられることはない。前述のベクトル値203はパッチ生成時のL a b値を決定する場合に用いる。

【0063】

ベクトルの情報圧縮時にベクトル量子化を用いる場合、代表ベクトルの数Bは、空間の分割回数(2分木における階層数)cを用いると $2^c$ (^は冪乗を表す。以下、同様。)となり、また、(c-1)回分割した時の1次元ベクトル符号値 $2^{(c-1)}$ は、下位階層(c回分割した時)の1次元ベクトル符号値 $2^{c-1}$ と $2^c$ の平均値を表す。よって、(c-1)回分割時のあるベクトル符号値 $2^{(c-1)}$ が青系の色を表現しているとすると、下位階層のベクトル符号値は、青緑系、もしくは青紫系の色を表現することになる。

【0064】

また、図2-2に示すように、出力されたカラーパッチ210を測定したL a b値211と出力媒体の基準白色(例えば、紙白)のL a b値との距離を求める。このとき、E76の距離212はCIE1976L a bの色差式に、E94の距離213はCIE1994色差式に基づいて、各々計算される。さらに、E76距離とE94距離の差(色差間距離と呼ぶ)214を求めることにより、対象とする色の特性を数値的に精細に捉えることができる。次に、特徴量変換部12内の第2の変換テーブルLUT215を用い、N次元の入力ベクトルを1次元のベクトル値216に変換する。このとき、入力ベクトルの次元数Nは、E76距離212、E94距離213、色差間距離214のみを結合する場合はN=3、また、L a b測定値211そのものとE76距離212、E94距離213、色差間距離214を結合する場合はN=6となる。

【0065】

N次元から1次元へのデータの変換は、特徴量変換部12内の第1及び第2のLUT202, 215により行なわれる。この第1及び第2のLUT202, 215は、システム構築時に大量のサンプルデータを使用して作成されるもので、ある格子点値を表す符号とそれを代表するベクトル値が含まれている。入力、出力ともに、1次元の代表ベクトルの数は、プロファイル内で実装するN次元の立方体内の格子点数であり、ある表現色の分割数をnとした時、代表ベクトルの数は $n^3$ となる。前述の第1のLUT202はプロファイル生成時にも使用するため $n^3$ とするが、第2のLUT215はサーバ14の負荷の軽減を図るため、 $n^3$ よりも少ない数(例えば、 $(n/2)^3$ 、 $(n/4)^3$ )で作成した代表ベクトルを用意するのが好ましい。また、第3のLUT217は、図3に示すように第1のLUT202によって代表色の近傍として表現された後のベクトルを用いることによって、LUT数の要素数を少なくした場合( $N > L$ )においても、LUT217に示すようにL個の要素についてそれぞれベクトル値218a...218mを得ることにより高精度化を図ることができる。すなわち、代表色の近傍の格子点それぞれに対して第3のLUT217a...217mを用意しておき、前記図2(b)で示したよう

に代表色近傍の全てについて前記処理を実行することなく、前記代表色の近傍の色に対応して前記処理 2 1 1 a , 2 1 2 a , 2 1 3 a , 2 1 4 a、・・・2 1 1 m , 2 1 2 m , 2 1 3 m , 2 1 4 m のなどの処理を行い、これに対応する L U T 2 1 7 a ないし 2 1 7 m のいずれかを使用して変換処理を行えばよいので、処理が軽くなり、高速処理が可能になる。また、色の範囲が絞られるので、より高精度の補正が可能になる。

【 0 0 6 6 】

図 4 はカラーパッチ数・色域を最適化したカラーチャートを生成する手順を示すフローチャートである。

【 0 0 6 7 】

カラーパッチ数・色域を最適化したカラーチャートを生成する場合、図 4 に示すように、まず、プリンタ 2 よりパッチ数最適化の基準となるカラーチャートを出力し（ステップ S 1 ）、このカラーチャート内のカラーパッチ 2 1 0 の L a b 値を測定器 5 により測定する（ステップ S 2 ）。この時、カラーチャート内のパッチ数は L U T 2 0 2 内の代表ベクトルの数と同じか少ないものとする。次に、演算部 1 0 によって E 7 6 距離 2 1 2、E 9 4 距離 2 1 3、色差間距離 2 1 4 を求め、ベクトルとして結合する（ステップ S 3 ）。

10

【 0 0 6 8 】

ユーザから代表色（例えば、R、G、B、C、M、Y）のみ測定を行なうという指示が生じた場合（ステップ S 4 - Y E S ）、最も新しく測定した結果を過去履歴格納部 1 1 よりロードし、第 3 の L U T 2 1 7 a ~ 2 1 7 m のいずれかから代表色を示す代表ベクトルに近い複数のデータを抽出する。

20

【 0 0 6 9 】

抽出後、特徴量変換部 1 2 の第 2 の L U T 2 1 5 により、N 次元のベクトルを 1 次元のベクトルに変換し、1 次元のベクトルを過去履歴格納部 1 1 に格納する。ユーザからの指定がない場合は（ステップ S 4 - N O ）、最も新しく測定したプロファイルを構成する全色域に対応する全データに対して、特徴量変換部 1 2 の第 2 の L U T 2 1 5 により N 次元のベクトルを 1 次元のベクトルに変換し、1 次元のベクトルを過去履歴格納部 1 1 に格納する。

【 0 0 7 0 】

データ格納後、N 次元のベクトルと代表ベクトル間の差を算出し、演算部 1 0 に送る。次に、前回のベクトル値を過去履歴格納部 1 1 より引き出し、カラーパッチ数を決定する。

30

【 0 0 7 1 】

次のカラーチャートに生成されるパッチの評価の段階としては 2 段階ある。第 1 段階では、前回と新規の測定結果のベクトル間の誤差（A 1 とする）と、測定値の平均的な値をあらわす代表ベクトルと新規の測定結果のベクトル間の誤差（A 2 とする）を比較する（ステップ S 5 ）。ここで、A 1 は前回と今回の測定値に基づく短期的なプリンタの特性を捉えた評価基準であり、A 2 は大量のサンプルの平均的な値と今回の測定値に基づく長期的なプリンタの特性を捉えた評価基準となる。A 1 < A 2 が成り立たなければ（ステップ S 5 - N O ）、前々回の結果を過去履歴格納部 1 1 よりロードし、新規測定結果との差（B 1 とする）を計算し、

40

$$E v = A 1 + ( 1 - ) B 1$$

を評価基準とする（ステップ S 6 ）。

【 0 0 7 2 】

また、A 1 < A 2 が成り立てば（ステップ S 5 - Y E S ）、代表ベクトルとの差が最も小さい測定値を過去履歴格納部 1 1 よりロードし、新規測定結果との差（B 2 とする）を計算し、

$$E v = A 2 + ( 1 - ) B 2$$

を評価基準とする（ステップ S 7 ）。

【 0 0 7 3 】

50

係数は通常0.5であるが、プリンタの状態により変更することができる。前回と今回の色域の条件が合わない場合（例えば、前回は全色域のパッチ、今回は代表色域のパッチ）は、今回の条件を優先し、不足分のデータは、過去履歴格納部11より抽出することによって誤差を求める。

#### 【0074】

評価基準であるE<sub>v</sub>がパッチ出力判定の閾値1より大きい（E<sub>v</sub>>1）場合のみ、対象となるL<sub>a</sub>b値をパッチ生成用として保持する（ステップS8）。閾値判定処理終了後、パッチ生成用L<sub>a</sub>b値を第1のLUT201の逆参照より求め、E<sub>v</sub>の値に応じてL<sub>a</sub>b値を変更し、カラーチャート内にランダムにパッチを生成し、配置した後、カラーチャートをプリンタ2より出力し、パッチの再測定を行う（ステップS8 ステップS1）  
。このようにランダムにパッチを生成し、配置することにより、カラーパッチの色と配置位置が任意に変更され、その変更された位置に作成されたカラーパッチを測定することになるので、経時的変化に対応することが可能になる。従来のようにカラーパッチの配置が固定されていた場合には、カラーパッチを形成していない個所の経時的変化に対応できなくなっていたが、このように処理することにより、経時的変化が問題になることはない。なお、前記カラーパッチ形成位置は、E<sub>v</sub>値が小さいときは感光体のより端部側に、大きいときはより中央部側に設定する。これにより、E<sub>v</sub>値に応じてカラーパッチの形成位置が設定され、前記カラーパッチ数の変更と組み合わせ得ることにより、経時的変換に高精度に対応することができる。

10

#### 【0075】

なお、カラーパッチの数を変更する場合にも、カラーパッチの形成位置が変更されるので、E<sub>v</sub>値に基づいて変更しない場合にも、経時的変化への対応は可能となる。

20

#### 【0076】

そして、パッチ数がパッチ数の閾値2より小さくなった時点で（ステップS9）、作成するパッチ数を決定する。パッチ測定・生成処理終了後、前述の評価基準値E<sub>v</sub>を重みとして、プロファイル生成部がプロファイルを作成する。なお、前記閾値2は、ユーザが設定するか、パッチ出力判定の閾値1に基づいて設定される。

#### 【0077】

なお、前述の実施形態では、図1に示すようにサーバ14とクライアント13とプリンタ2とにより画像処理システムが構成されているが、図5に示すように、プロファイル更新部515、演算部510、特徴量変換部512、プロファイル格納部506、過去履歴格納部511および印刷を実行するプリンタエンジン502を1つの装置として構成し、あるいは1つの筐体内にそれぞれ収納して1つのプリンタ500（画像形成装置）と構成してすることも可能である。この場合、プロファイル更新部515、演算部510、特徴量変換部512、プロファイル格納部506、過去履歴格納部511は、図1に示した各部と同様の機能を有する。

30

#### 【0078】

また、図6に示すように、PC613のプリンタドライバ608に、プロファイル更新部615、演算部610、特徴量変換部612を、さらにプロファイル格納部606、過去履歴格納部611をHDDまたは不揮発性メモリに設けることも可能である。

40

#### 【0079】

以上のように、本実施形態によれば、過去の履歴情報・代表ベクトルと新規情報を基に情報圧縮時の誤差を求め、評価基準とすることによって、カラーチャートのパッチ数を制御し、プリンタの短期的な特性（カラーパッチの位置を数を検出することにより得られる特性）と長期的な特性（過去履歴格納に格納された履歴情報）を捉えたプリンタプロファイルを高精度に生成することができる。また、L<sub>a</sub>b距離を基準とした色域の分割を行なうことにより、定量的な代表色の選択を行なうことができ、ユーザの用途に応じたプロファイル作成・修正を行なうことができる。

#### 【0080】

なお、前記図4に示した手順をコンピュータプログラムとして提供することができる。

50

## 【産業上の利用可能性】

## 【0081】

以上のように、本発明にかかる画像処理装置、画像処理システム、画像形成装置、画像処理方法及びプログラムは、画像処理を実行するPC、ワークステーション、プリンタ装置およびプリンタ機能を有する複合機に適している。

## 【図面の簡単な説明】

## 【0082】

【図1】本発明の実施形態に係る画像処理装置の全体的な構成を示すブロック図である。

【図2-1】サーバ内の過去履歴格納部に格納されるデータの作成方法を示す図である。

【図2-2】サーバ内の過去履歴格納部に格納されるデータの作成方法を示す図である。

10

【図3】代表色を使用する場合のサーバ内の過去履歴格納部に格納されるデータの作成方法を示す図である。

【図4】カラーパッチ数、色域を最適化したカラーチャート(パッチ)を生成する手順を示すフローチャートである。

【図5】本発明の他の態様の画像形成装置の構成図である。

【図6】本発明の他の態様のPCの構成図である。

## 【符号の説明】

## 【0083】

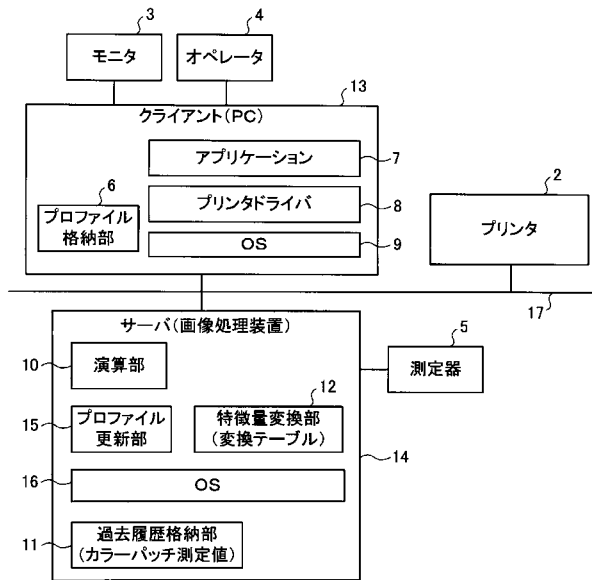
- 1 画像処理装置
- 2, 500 プリンタ
- 3 モニタ
- 4 オペレータ(操作部)
- 5, 505 測定器
- 6, 506, 606 プロファイル格納部
- 7 アプリケーション
- 8 プリンタドライバ
- 9, 16 OS
- 10, 510, 610 演算部
- 11, 511, 611 過去履歴格納部
- 12, 512, 612 特徴量変換部
- 13 クライアント
- 14 サーバ
- 15, 515, 615 プロファイル更新部
- 17 ネットワーク
- 201 カラーパッチの測定値
- 202 第1のLUT
- 203, 216, 218 a...218 m ベクトル値
- 210 カラーパッチ
- 211 測定Lab値
- 212 76色差
- 213 94色差
- 214 色差間距離
- 215 第2のLUT
- 217 a...217 m 第3のLUT
- 503 操作パネル
- 613 PC

20

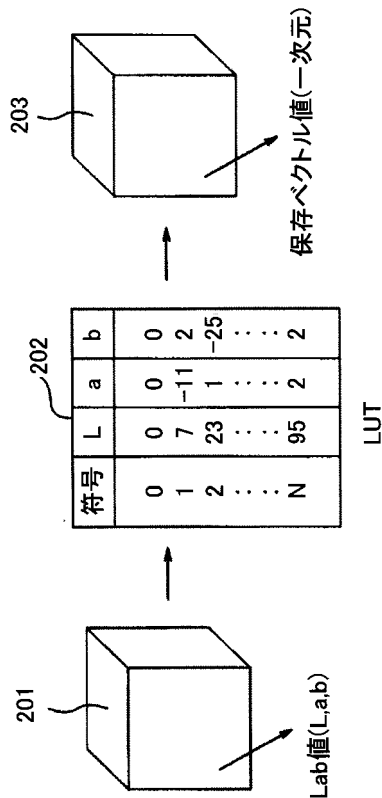
30

40

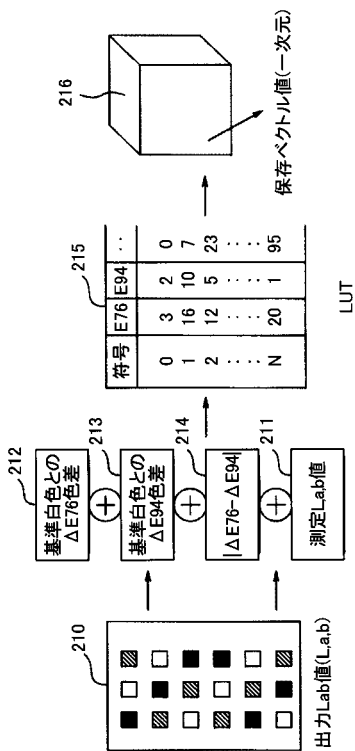
【 図 1 】



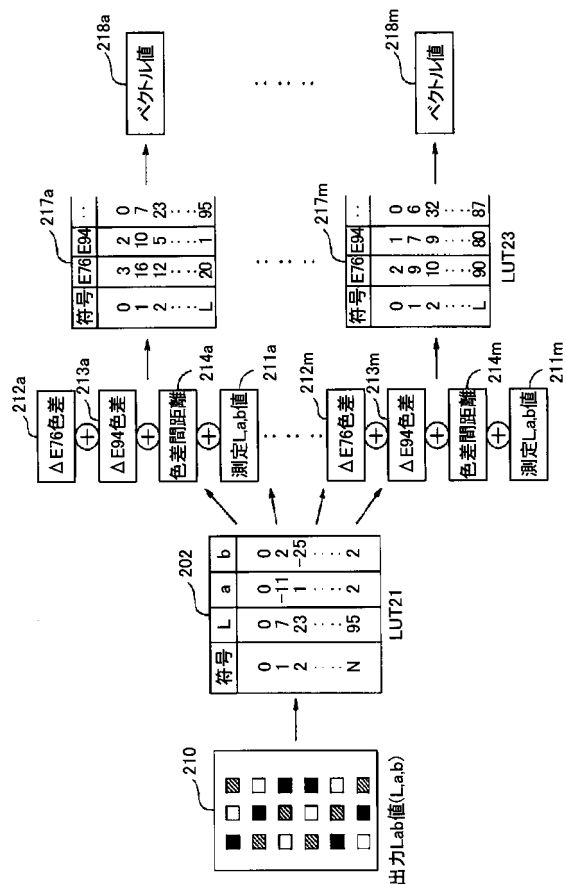
【 図 2 - 1 】



【 図 2 - 2 】

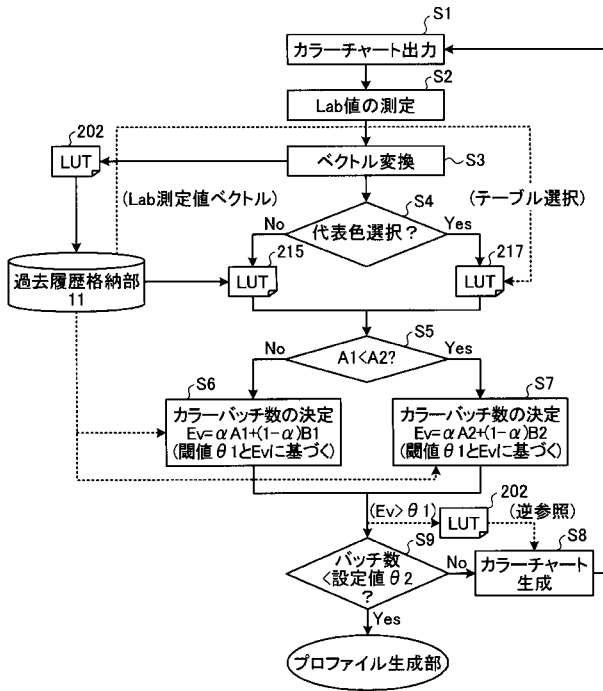


【 図 3 】

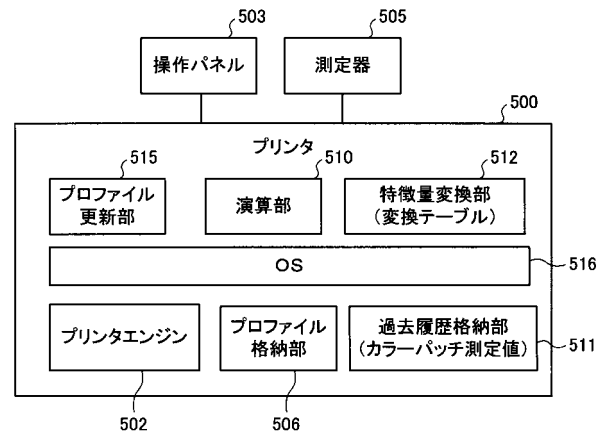




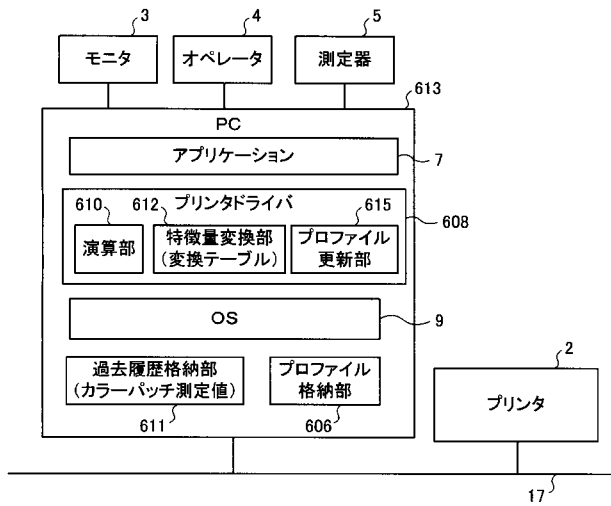
【 図 4 】



【 図 5 】



【 図 6 】



---

フロントページの続き

Fターム(参考) 5B057 AA11 CA01 CA08 CA12 CA16 CB01 CB08 CB12 CB16 CE17  
CE18 DA17 DB02 DB06 DB09 DC25 DC33  
5C077 LL19 MM27 MP08 PP31 PP32 PP33 PP36 PP37 PQ12 PQ18  
PQ23 TT02 TT06  
5C079 HB01 HB03 HB08 HB12 LB01 MA04 MA10 MA11 NA03 PA03